

令和 2 年度事業計画書

投資信託及び投資法人（以下、「投資信託等」という。）が、国民の安定的な資産形成における中核的な手段として、幅広い方から信認を得て健全な発展を遂げるよう、NISA・つみたて NISA、確定拠出年金（企業型・個人型（iDeCo））制度や投資信託等を活用した「長期・積立・分散」投資による資産形成等の理解の醸成と自発的な投資行動の流れを促進することを目指し、効率的・効果的な啓発・普及活動を推進する。

また、資産運用業の強化に向けた各種課題に関する会員の取組みを支援するとともに、資産運用業の高度化への対応と発展に向け、資産運用業フォーラム（仮称）を開催し、業界としての取組み姿勢を明確化することなどに努める。

さらに、東京開催の日中資本市場フォーラムへの対応、アジア地域ファンドパースポート（ARFP）のフォローアップ等、日本における資産運用業の発展に向けた取組みを進める。

I. 投資者等の金融リテラシー向上に向けた活動

(1) “人生 100 年時代” を迎え、投資信託等が若年層から高齢者層までのあらゆる世代の資産形成に有効な金融商品であり、国民に自助のための金融商品として自発的に選択されるよう、各世代に向けた効率的・効果的な啓発・普及活動を積極的に展開する。

(2) 若年・現役層や投資未経験者に対し、NISA・つみたて NISA・確定拠出年金制度や投資信託等を活用した「長期・積立・分散」投資による資産形成の重要性と投資効果等を周知することにより、投資に対する正しい理解の醸成と自発的な投資行動の流れを促進することを目指し、以下の啓発・普及活動を展開する。

① 地方新聞社等と共催する地方講演会の開催や関係団体等との連携強化による各種セミナーを開催する。また、全国の消費生活センター等による投資や投資信託等に関する勉強会への講師派遣要請に対し、積極的に対応する。

② 若年・現役層に対する情報発信の充実・拡大を図るため、Web を活用した動画コンテンツ等の制作・配信を推進するとともに、本会ホームページ、投信総合検索ライブラリーの閲覧数の拡大等を目指す。

③ 確定拠出年金普及・推進協議会メンバーとして iDeCo の普及促進に向け、一般投資家や中小企業の経営者・人事総務担当者等を対象にした iDeCo セミナーを開催する。また、確定拠出年金採用企業向けのセミナーや情報発

信の充実・拡大を図る。

- ④ 「証券知識普及プロジェクト」及び「金融経済教育推進会議」での学校段階から新社会人・高齢者までのリカレント教育による金融・経済教育に関し、関係団体との連携、協力をより強化していく。また、日本投資顧問業協会との寄附講座開設による大学での金融経済教育支援を通じて金融人材の育成及び社会への貢献を果たす。

II. より良い投資信託等の制度構築に向けた活動

- (1) 投資信託等における各種課題の検討を行い、解決に向けた対応を順次進める。
- (2) 社会保障審議会年金部会等における議論に関わるとともに、米国 ICI との共訳本を活用するなどにより、確定拠出年金制度の一層の充実に向けた取組みを図る。また、つみたて NISA を含む NISA 制度の拡充等の税制改正に向けた議論等にも積極的に参画し、投資信託等の利用者利益に資する制度改正及びインフラの整備実現に努力する。
- (3) 投資信託等及び NISA、iDeCo 等に係る全国調査及び高齢者層の資産運用に関する意識調査を引続き実施するとともに、調査結果を会員及び各種研究機関、メディア等に広く還元すると同時に、制度改正に向けた議論に活用する。
- (4) 信託財産の運用に係る議決権行使やガバナンス強化・顧客本位の業務運営に係る取組み等を取りまとめて公表し、会員各社の投資信託の信頼向上に向けた取組みを支援する。
- (5) 投資信託等を活用した個人の資産形成の促進・定着等、業界における各種課題の解決に向け、学識経験者等を交えた研究会等を設置し、調査研究を行うとともに、会員会社の取組みを支援し、適切な対外発信を行う。
- (6) 東京で開催予定の日中資本市場フォーラムへ積極的に参画するとともに、アジア地域ファンド・パスポート制度 (ARFP) のフォローアップ等、引続きファンドの輸出推進に取り組む。
- (7) 資産運用業の高度化への対応と発展に向け、関係団体と連携して業界に係る諸問題への取組み姿勢等を議論するための資産運用業フォーラム(仮称)を開催する。

III. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動

- (1) 正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等を会員調査等により把握し、調査対象先に問題点等を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員に向けた会員調査結果等の情報還元

及びコンプライアンス研修会の実施等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の向上と投資者保護の強化に資する。

- (2) 投資信託等の利用者からの相談に適切に対応するとともに、苦情等に対し引続き特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」と連携を深め、投資者保護の一層の向上を目指す。
- (3) 正会員における個人情報の適正な管理体制の整備等を図るため、個人情報の適正な取扱いに係る正会員向け研修会を開催するなど、認定個人情報保護団体としての業務を遂行する。
- (4) 本会が定めている投資信託、投資法人に係る各種自主規制ルール等について、証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際機関からの要請や法令等との関係も踏まえて、適宜、必要な見直し等を行う。
- (5) 正会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理態勢の構築・強化について、合理的、効率的に行うことを支援するため、必要な施策を検討し、実施する。

IV. その他

- (1) マスコミ等に対し、定例記者会見やデータ提供等による情報発信に引続き努めていくとともに、会員会社との意見交換の場を設け、業界からの情報発信の機会を増やすことで、国民の投資信託等に対する理解促進に繋げる。
- (2) 各国の投資信託協会等との連携を一層強化するとともに、各国公的機関等による資産運用に関するロードショー等を支援するなど、国際金融都市としての日本のプレゼンス向上に努める。
- (3) グローバルな金融規制の動きに対し、各国協会や関係団体と連携して対応するとともに、国際投資信託協会（IIFA）の活動に一層積極的に参画する。
- (4) 会員のサイバーセキュリティ管理態勢に関する取組みの強化に向け、会員向け研修会を開催するなど、必要な支援を行う。
- (5) 会員の本会への届出事項に関する事務負担等の軽減を図るため、届出の電子化に係るシステムを構築する。
- (6) ESG 等 に関する研修会を開催し、国際的課題に関する会員の問題意識の更なる向上の一助となる取組みを行う。